

3生福第2189号
令和3年7月16日

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の退院患者の介護施設における適切な
受入について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。本県における感染状況は、「デルタ株」の疑いがある変異ウイルスが初めて確認されるなど、予断を許さない状況であり、高齢者は重症化リスクが高いこと、施設内で集団感染が生じた場合は施設運営への影響が大きいとともに、医療体制への負荷が増大することから、貴施設等での普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を引き続き徹底されるようお願いいたします。

さて、件名については、国の令和3年3月5日付の別添事務連絡文書を既に周知しているところですが、国が定める退院基準を満たして退院された方に対し、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるのではないかとの理由で入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと、及び当該退院者の病状などその他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うことが定められておりますので、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、国が定める退院基準（別添P2～3の点線囲い内）中、人工呼吸器等による治療を行った患者に係る③の「適切な感染予防策」（別添P4）につきましては、本県においては、原則として当該予防策が不要となるよう、発症から20日間を経過した後の退院調整を行っておりますので申し添えます（詳細は具体的な退院調整の際に改めて御確認ください）。

また、退院患者の受入について、人員基準の柔軟な取扱いや介護報酬上の特例的な評価が措置（別添P5～6）されておりますので、御留意ください。